



島根県報

平成31年4月19日（金）

号外第59号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 4

告 示

島根県告示第291号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	488号	益田市隅村町799番2地先から同市白岩町イ44番7地先まで	前	A	メートル 6.30～ 43.00	メートル 280.00	益田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	12.00～ 46.00	273.00	
			後	B	12.00～ 46.00	273.00	
県道	旭戸河内線	浜田市旭町市木3578番2地先から同地先まで	前	10.12～ 17.42	118.40	災害防除工事 拡幅	
			後	31.85～ 55.75	118.40		
〃	〃	浜田市旭町来尾874番2地先から同875番6地先まで	前	6.31～ 16.01	92.79	災害防除工事 拡幅	
			後	23.76～ 51.49	92.79		
〃	〃	浜田市旭町来尾869番3地先から同868番2地先まで	前	5.44～ 17.81	102.30	災害防除工事 拡幅	
			後	14.86～ 51.44	102.30		
〃	〃	浜田市旭町市木3578番2地先から同3670番2地先まで	前	4.31～ 27.25	284.93	災害防除工事 拡幅	
			後	24.10～ 38.22	284.93		

〃	皆井田江津線	江津市井沢町782番4地先から同町780番2地先まで	前	3.76～ 20.20	141.76	災害防除工事 拡幅
			後	4.11～ 80.10	141.76	
〃	桜江金城線	江津市桜江町長谷892番地先から同883番1地先まで	前	32.30～ 78.10	73.00	災害復旧工事 拡幅
			後	32.30～ 91.40	73.00	

島根県告示第292号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	桜江金城線	江津市桜江町長谷892番地先から同883番1地先まで	メートル 73.00	平成31年 4月19日	浜田県土整備 事務所	
〃	〃	江津市桜江町長谷834番1地先から同288番1地先まで	172.08	平成31年 4月19日		
〃	美濃地石見横 田停車場線	益田市美濃地町口556番2地先から同口800番1地先まで	185.80	平成31年 4月19日	益田県土整備 事務所	